

第 9 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年9月2日(金)

開会 午後15時00分

閉会 午後16時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者

6番 米岡 省子

19番 江向 信夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	犬塚 貴博		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第41号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第42号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第43号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第44号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 15件) (農地中間管理事業 3件)	
議案 第45号	農用地利用配分計画の承認について	(3件)

8. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)															
議長	<p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 米岡委員、19番 江向委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第43号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第44号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td> 利用権設定 通年 15件 中間管理事業 3件 </td> </tr> <tr> <td>議案第45号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第41号	農地法第5条の申請について	3件	議案第42号	農地法第4条の申請について	2件	議案第43号	農地法第3条の申請について	5件	議案第44号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 15件 中間管理事業 3件	議案第45号	農用地利用配分計画の承認について	3件
議案第41号	農地法第5条の申請について	3件														
議案第42号	農地法第4条の申請について	2件														
議案第43号	農地法第3条の申請について	5件														
議案第44号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 15件 中間管理事業 3件														
議案第45号	農用地利用配分計画の承認について	3件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第41号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>															
事務局	<p>議案第41号 農地法第5条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、38番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が</p>															

事務局	<p>3 ページ、平面図が 4 ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、39 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 5 ページ、字図が 6 ページ、土地利用計画図が 7 ページ、断面図が 8 ページ、平面図が 9 ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町府招地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>
-----	---

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、40番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、雨水排水計画図が13ページ、平面図が14ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町井手野地区です。</p> <p>借受人が、公共工事に伴う現場事務所及び駐車場を建設するための一時転用の申請です。平成27年1月に許可を受けられておりましたが、今回は工事期間延長のために再度申請されるものです。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は第2の1の(1)のアの(イ)のc、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。</p> <p>議案第41号農地法第5条の申請は以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条38番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>字図、案内図があります1ページのところですけど、脇田の信号のある交差点から1.5kmくらい中の方に入った山手になります。8月の7日に〇〇さんがお見えになりまして、〇〇さんの土地の中に●●さんの少しあるからということで、それも一緒に買って、〇〇さんの息子さんが今度家を建てるということで見えました。別段、自宅のちょうど前ですので、問題もかれこれありません。ただ、あの、3ページにあります、3ページの車の横の方</p>

担当委員	<p>をちょっと見てもらえば、雨水垣をですね、左側の方が●●さんの田んぼなんですけども、こちらのほうと同意を取り交わされて雨水を流すようにしてあります。汚水については、下水道がありますので、別に問題はないかと思います。区長さん、それから生産組合長さんの判がありますので私も押しております。審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>38番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、39番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所はですね、南波多町府招、私の地区でございますけれども。今インター、府招のインターの工事があっております。〇〇元県議宅、をご存知でしょうか。あれがちょっとばかり、50メートルばかり入ったところでございます。</p> <p>●●さんが、お父さんですね、△△さんが子供さんです。●●さんの家の前に畑がございますが、ここに△△さんがよそに住んでおられましたけれども、家を建てて帰ってくると、いうことですね。別に問題はないということで、印鑑を打っております。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>39番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、40番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>これは以前に申請をして、再申請にございます。西九州道の工事に伴う工事事務所とそれから駐車場ですね。場所は〇〇給油所とございますけれども、そのすぐ横手にあります。そういうことで、一時転用の再申請にございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>40番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>無いようですので、議案第41号農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第42号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第42号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、17番になります。</p> <p>図面は、案内図が15ページ、字図が16ページになります。</p> <p>申請地は、大川町川原地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>申請人が既に植林していたことについて、経緯書が添付されています。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、18番になります。</p> <p>図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図が19ページになります。</p>

事務局	<p>申請地は、黒川町立目地区です。</p> <p>申請人が、牛舎を建設するための申請です。</p> <p>申請人が既に牛舎として利用していたことについて、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第42号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、17番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>大川町川原地区です。丸山の裾野ですね。〇〇さんのお父さんが梨を作っておられまして、やめられてから杉を植えられております。だいぶ杉も年取ってから大きくなっておりますので、隣近所にも迷惑かけるようなところはございませんでしたので、判を押しております。どうぞご審議をお願いします。</p>
議長	<p>17番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので、それでは、18番について担当である私から説明をします。</p>
担当委員	<p>案内図のですね、ページの17、18、19に図面関係がつけてありますけれども、場所はですね、今までの焼却場のあった立目</p>

<p>担当委員</p>	<p>のところに一番上のところですね。前の焼却場からすると100メートルくらいしか離れていないところの申請地です。2か月ほど前に申請人から話がありまして、現地を見に行っただけですね、確認をさせていただいたのですけども。19ページに牛舎の建設計画が書いてありますけども、略図的にですね。左側の牛舎がですね、ずっと前から、前は牛舎やったかしらんですけども、無届で、この牛舎と倉庫を20年か25年前かしらんですけども、作ってあったところです。この牛舎の下側のところにカラスの鳥獣保護か何か知らんですけどカラスが数羽くらい農地パトロールなんかの時に確認させていただいたのですけれども。このカラスの場所を別のところに移転をして、右側のところに牛舎を新築させていただきたい、ということでの申請です。この場所は案内図にありますように個人さんの民家から200mとか300m離れてですね。特に問題はなく地元の牟田地区と立目の集落の人たちも了解をされています。</p> <p>ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>そのことじゃないんですけど。17番と18番に、備考欄に経緯書添付と始末書添付と書いてありますが、ここの使い分けはどういう使い分けなんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、18番に関しましては、無断転用の始末書添付、ということではいつもおこなっているぶんになります。17番の経緯書添付というのは、農地の名義人は亡くなっています。その相続人が破産をされて、破産管財人が付いていらっしゃる。破産管財人は、農地を処分したいが、既に植林をされているので、破産管財人が申請人となって農地転用の手続きを行っています。申請人については、今回申請されている農地がいつどういう形で植林されたか</p>

事務局	わからないが、現地は植林が行われているのでとの経緯書添付となっています。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第42号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第43号農地法第3条の申請についてですが、65番につきましては、5番の内海委員が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>まず、議案第43号農地法第3条の申請61番～64番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第43号農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>まず、議案は3ページ、61番から64番をご覧ください。</p> <p>61番から64番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請、61番から64番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請61番から64番について、議案3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p>

議長	<p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして65番にうつります。5番の内海委員は退席をお願いします。</p> <p>65番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の申請65番につきましては、申請事由や経営状況等、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請、65番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請65番について、議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、5番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>議案第43号農地法第3条の申請5件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第44号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件について、御説明します。</p> <p>議案の4～5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が4名、貸付人が14名で、面積は、田が46,144㎡、畑が4,014㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細</p>

事務局	<p>書に記載しているとおりで。申出書を6～14ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上15件です。</p>
議長	<p>〇〇さんは全部無償の案件ですね。</p>
事務局	<p>はい。無償の使用貸借になっていますね。この件に関しましては、11番委員さんがお詳しくいらっしゃいますが、いわゆる中山間直接支払制度から外れた農地の所を借り受けられたというような形になります。今後、一部が中山間直接支払制度の管理協定区域になります。</p>
議長	<p>他に何かございませんでしょうか</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第44号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第44号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案は15ページになります。</p> <p>農地中間管理事業活用するため公社へ農地貸付の利用権設定となっています。申出書を16ページから17ページに掲げております。貸付人が3名、面積が田8,335㎡、畑が6,645㎡となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しております。</p>

事務局	中間管理事業については、以上3件です。
議長	<p>補足じゃないですけど、中間管理事業の番号の22番が自分のお茶畑をですね、前からたまに話をしていましたけど。自分たちの開発畑が、もう、自分一人にですね、お茶作る仲間がどんどん離れて行って自分だけになって。そして、日南郷のお二人の方がこの開発畑をずっと作ってもらっているんですけど。自分もそのお二人の中の一人にですね、作っていただくように今回申請の形をとらせていただきました。</p> <p>それでは、議案第44号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について3件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
11番委員	下にお茶の製茶工場がありましたよね。
議長	はい。
11番委員	あれはもう動かないわけですか。
議長	<p>もともとは、黒川東部茶工場と言ってですね、これは当初は自分達の黒川東部の真手野、長尾、畑川内、花房ですね、各地区で既存畑ひっくるめてお茶を作っておったとですけど、その当時昭和55年にお茶工場はできました。4集落のほかに松浦町の方が3名だったですかね、をひっくるめて黒川東部茶工場が当初できたのですけど。そして、高齢化とかいろんな事情でぽつぽつとお辞めになる方がいらして、途中から波多津の辻のお茶の開発畑ですね、8人さんが途中で加入をされました。そして、年月を追うごとにどんどんどんどん辞めて行って、最近急激に減ってきて、波多津も初めは8人、これが6人になり4人になり、3人になり、そして今回、一番茶と二番茶までされたですかね、もうちょっと</p>

<p>議長</p>	<p>辞めようかという話になってですね。今はそういうような状況になっております。このお茶工場を利用して、健康飲料の青汁の元になるですね、オオムギワカバ関係を加工させてもらうわけにはいかないですか、という話が1年半くらい前からぽつぽつでてきてですね。その方に使っていただく方向に進んでおります。</p> <p>他にないですか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第44号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業3件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第45号農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第45号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は18ページ～19ページになります。</p> <p>18ページの左手になりますが、農用地利用配分計画の承認について、と。農地中間管理事業の推進に関する法律ですね、第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたのでこの案を提出いたしております。19ページの方に明細書を掲げております。先ほど利用権設定で公社への貸付の方を承認いただきましたが、今回は公社から貸し手の方に利用権を設定するものとなります。借受者は3名。面積になりますが、田が8,335㎡、畑が6,645㎡、先ほどと同じ14,980㎡となっております。期間、借賃などは明細書に掲げているとおりになります。以上が、</p>

事務局	農用地利用配分計画になっております。
議長	<p>議案第45号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第45号農用地利用配分計画については承認を戴きました。</p> <p>これで、第9回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<<<議事終了>>>